

吹田市における介護保険事業所等での事故発生時の報告等について

1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行う介護保険サービス（以下、「サービス」という。）提供中の利用者、入所（入院）者（以下、「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。

2 報告すべき事故の種類

（1）サービス提供中における死亡事故及び負傷等（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）

ア 死亡事故については、事故死の他、自殺を含むものとする。

イ 負傷等については、概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故とする。

（2）その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。

ア 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。

イ 食中毒、感染症及び結核については保健所へ届出たもの。

ウ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。

エ その他報告が必要と判断されるもの。

〔食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について〕

1) 食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について、結核、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症）の患者が発生した場合は、診断した医師は速やかに所管の保健所へ届出を行うとともに、事業者は吹田市高齢福祉室へ報告する。

2) 事業者は、その他感染症（食中毒を含む。）で、患者が集団発生した場合は、速やかに所管の保健所及び吹田市高齢福祉室へ報告する。

3 報告すべき事故の範囲

- (1) 事業所側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失による負傷等であっても、上記2に該当する場合は報告する)
- (2) 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの(施設内の医療処置を含む。)、とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるとは判断されるものについては報告する。
- (3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合(家族等と紛争が生じる可能性のある場合)は報告する。
- (4) その他報告が必要と判断される場合。

4 報告事項等

(1) 報告事項

報告事項は、下記のとおりとする。

ア 事故状況：事故状況の程度、死亡に至った場合死亡年月日

イ 事業所の概要：法人名、事業所(施設)名、事業所番号、サービス種別、所在地

ウ 対象者：氏名、年齢、性別、被保険者番号、生年月日、サービス提供開始日、保険者、住所、身体状況(要介護度、認知症高齢者日常生活自立度)

エ 事故の概要：発生日時、発生場所、事故の種別、発生時状況、事故の内容の詳細、その他特記すべき事項

オ 事故発生時の状況：発生時の状況、受診方法、受診先(医療機関名・連絡先)、診断名、診断内容、検査・処置等の概要

カ 事故発生後の状況：利用者の状況、家族等への報告(報告した家族等の続柄、報告年月日)、連絡した関係機関、本人・家族・関係先等への追加対応予定

キ 事故の原因分析(本人要因、職員要因、環境要因の分析)

ク 再発防止策(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)

ケ その他の特記事項

(2) 報告様式

別紙様式または、上記(1)に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

5 報告の時期・手順・方法

(1) 第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告すること。

(2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

(3) 事故報告の提出は、郵送か直接窓口を持参する。

6 その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員(従業員)に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、吹田市高齢福祉室の指示に従う。

7 報告先

事業者は、事故発生に対し、本取扱いに従い、吹田市高齢福祉室に報告する。

なお、事業所所在の市町村(広域連合)への報告については、事故の緊急性、重大性等から、必要に応じ、当該市町村(広域連合)に報告するものとする。